

鳥取縣公報

昭和十五年七月十九日
第一千四百四十九號

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A5判

縣令

◆鳥取縣令第五十一號

昭和八年七月鳥取縣令第二十二號健康保險被保險者助產規程中左ノ通改正ス

昭和十五年七月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第五條 削 除

第六條 削 除

第七條 削 除

第八條 第一項但書中「乃至第七條」及「保險產婆又ハ」ヲ削ル

第九條 第一項中「乃至第七條」ヲ「及第四條」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

00692

訓令

◆鳥取縣訓令甲第十七號

收 支 命 令 者
縣 出 納 吏
縣 金 庫

昭和二年三月鳥取縣訓令甲第十六號收支命令者縣出納吏及縣金庫ノ印章中縣出納吏印章ヲ左ノ通改
正シ昭和十五年七月十日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年七月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

「一、縣出納吏印章但シ手數料收納證票ニ限リ穀物検査所々屬縣出納吏ハ乙號木炭検査所々屬縣出納吏ハ丙號ヲ使用スルコトヲ得」トアルヲ
「二、縣出納吏印章但シ手數料收入證紙ニ限リ穀物検査手數料收納證票ニハ乙號木炭検査手數料證箋ニハ丙號漁船機關修理手數料證紙ニハ丁號ヲ使用スルモノトス」ニ更メ丙號ノ缺ニ左ノ通追加ス
(丁號直徑十ミリメートル)



00693

告示

◆鳥取縣告示第五百二十八號

米子財務出張所管内ニ於ケル左記ノ者縣稅檢査員章返納並ニ交付セリ

昭和十五年七月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

區分	番號	年 月 日	所轄役場	職名	氏 名
返納	二九	昭和十五年七月一日	西伯郡巖村役場	書記	山田 宗 治
交付	二九	同	同	同	塚 田 健

◆鳥取縣告示第五百二十九號

昭和八年七月鳥取縣告示第三百九號健康保險被保險者ノ助産ノ手當ヲ擔當スベキ健康保險產婆ニ關
スル件左ノ通改ム

昭和十五年七月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第四條 削 除

第六條 第二項中「(他ノ地方長官ノ管轄ニ屬スル被保險者ニ在リテハ其ノ所轄地方長官ノ承認書)」ヲ削ル

第七條 第一項中「(他ノ地方長官ノ管轄ニ屬スル被保險者ヨリ助産ノ手當ヲ求メラレタルトキハ其ノ所轄地方長官ノ承認書)」ヲ削ル

附 則

本規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣告示第五百三十號

府縣道宇倍野鳥取線鳥取市立川町五丁目一〇九番地先道路及附屬物ハ改築シタル構造ノ通區域ヲ變更シ昭和二年三月二十二日ヨリ供用ヲ開始ス尙不用ニ歸シタル道路及附屬物ハ供用ヲ廢止ス

昭和十五年七月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣告示第五百三十一號

繭絲調查指導員並繭絲調查員左ノ通囑託並解囑アリタリ

昭和十五年七月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

氏名	解囑セラレタル者	囑託セラレタル者	擔當職務	職名	擔當範圍	執務場所
藤倉榮一郎	昭和十五年四月三十日	山元勝	繭生產費調查	繭絲調查指導員	縣下一圓	縣廳農產課
	昭和十五年五月九日					

藤森 朋美	昭和十五年三月十四日	中野 敏夫	同	生糸製造消費並生糸現在高調査	繭絲調查指導員	同
藤倉榮一郎	昭和十五年四月三十日	池本 道男	同	繭現在高調査	繭絲調查指導員	同
藤森 朋美	昭和十五年三月十四日	中野 敏夫	同	生糸製造販賣費調査	繭絲調查員	同

鳥取縣告示第五百三十二號

西伯郡 淀江町 倉 光 清 六

右者ニ對シ左記游泳場ノ開設ヲ許可シタリ

昭和十五年七月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一名 稱 淀江海水上浴場
- 二 所在地 西伯郡 淀江町 大字 淀江
- 三 開設期間 自七月十五日 至八月三十一日

鳥取縣告示第五百三十三號

經營者 氣高郡 青谷町 中 寬 匡

00696

右者ニ對シ左記游泳池ノ開設ヲ許可シタリ
昭和十五年七月十九日

- 一名 稱 青谷海水浴場 鳥取縣知事 副 見 喬 雄
- 二 所在地 氣高郡青谷町大字青谷五五五八
- 三 開設期間 自七月十五日 至八月三十一日

鳥取縣告示第五百三十四號

東伯郡泊村大字泊七〇九

田 中 良 太 郎

右者ニ對シ左記游泳池ノ開設ヲ許可シタリ
昭和十五年七月十九日

- 鳥取縣知事 副 見 喬 雄
- 一名 稱 泊海水浴場
- 二 所在地 東伯郡泊村大字泊
- 三 開設期間 自七月十二日 至八月三十一日

鳥取縣告示第五百三十五號

廣島縣福山市八船町八丁目一、〇八五番地所在福山市三吉町共用墓地ハ近年附近一帶著シキ發展ノ爲メ今回他ニ移轉改葬スル事ト爲リタルモ緣故者不明ノモノ有之ニ付キ同墓地ノ有縁者ハ來ル本年九月三十日迄ニ廣島縣福山市役所ニ生課宛申出ツベクニシ右期日迄ニ申出ナキトキハ同才ニ於テ適

00697

直措置セラレベシ

昭和十五年七月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣告示第五百三十六號
產婆名簿登錄訂正並取消者左ノ如シ

昭和十五年七月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

住所 鳥取縣鳥取市寺町七番地

昭和十五年七月一日住所並開業地異動ニ依リ產婆名簿訂正方出願ニ對シ

昭和十五年七月九日訂正

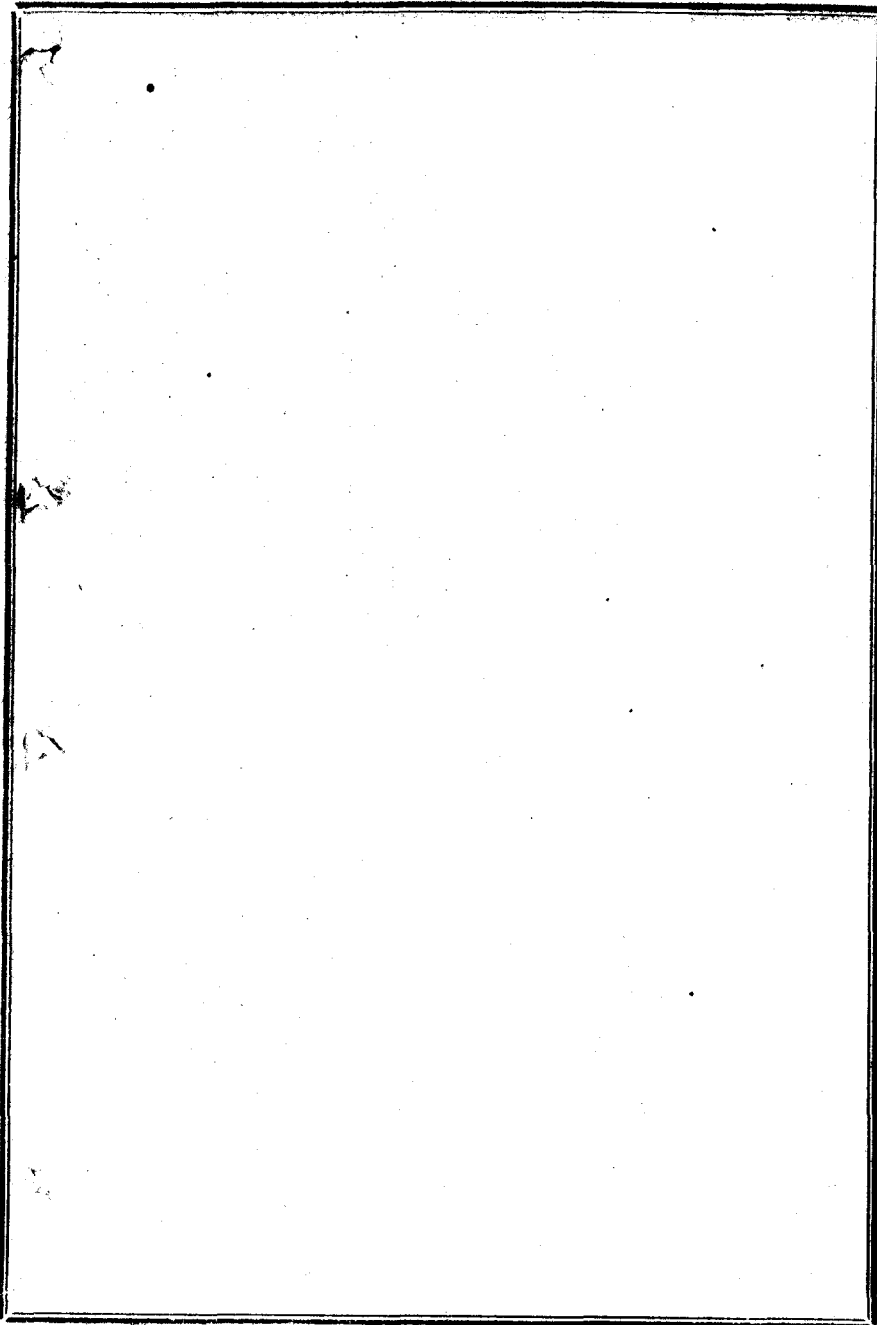
住所 鳥取縣西伯郡境町中町六五番地

昭和十五年十一月二十三日死亡ニ依リ產婆名簿取消方昭和十五年七月十日

附遺族ヨリ出願ニ對シ昭和十五年七月十日取消

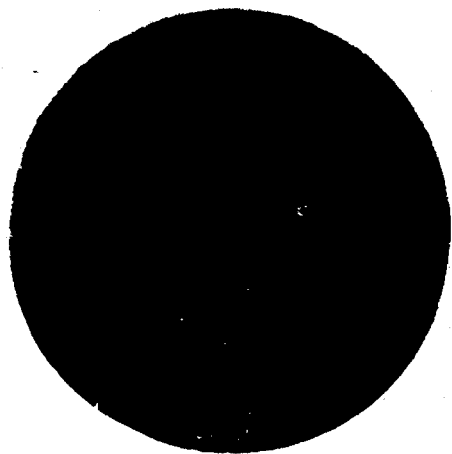
細 田 ち か

桑 原 サ ダ



彙報 第六十三號

事變特報



舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

目 次

小學校長會議に於ける知事訓示要旨	一二頁
青年學校長會議に於ける知事訓示要旨	一七頁
學校卒業者使用制限令に就て	(職業課) 二二頁
護國神社造營工事勤勞奉仕	(社會教育課) 二四頁
家庭砂糖の切符制	(商工課) 二六頁
海軍志願兵徵募狀況	(社寺兵事課) 二六頁
在滿の本縣勤勞奉仕隊より	(社會教育課) 二八頁
碑の利用價值	(規畫課) 三三頁
大山訓練所設置	(學務課) 三八頁
北滿開拓村に第十一回農業夏季大學開設	(社會課) 四〇頁
産業報國聯合會並表彰式總會	(社會課) 四〇頁
第二回鳥取縣青年ラッパ吹奏講習會	(社會教育課) 四二頁

本日く輝・全安れ守

小學校長會議に於ける知事訓示要旨

縣會議事堂に於て去る七月八日午前八時半より縣下小學校長、青年學校長會議が開催せられたが當日の副見知事の訓旨要旨は次の如くであつた。

今回縣下小學校長、青年學校長會議を開催するに當り茲に各位と會同し、文教の諸問題に關して所信の一端を披瀝するの機會を得ましたことは私の最も欣快とする所であります。

今や聖戰第四年、支那に於ては新國民政府樹立せられ、東亞新秩序建設の大業は漸次其の進展を見るに至りましたが、愈々複雑多岐ならんとする現下の世界情勢に對處し、天業恢弘の御精神に基く聖戰の目的を完遂するためには、物心兩面に亘る國家總力戰態勢の強化を喫緊の要務とするのであります。斯くてこそ實に天壤無窮の皇運を扶翼し奉り、第一線將兵の勞苦と護國の英靈とに應へ得る唯一の途であることを確信するのであります。

時恰も紀元二千六百年に當り、紀元の佳節に際し、長くも優渥なる詔書を渙發せられ、國民の嚮ふ所を昭示せられましたことは寔に感激恐懼に堪へない所であります。全國民は、聖旨を奉戴し益々確固不動の信念を堅持して事變窮極の處理に萬全を竭さねばならぬと存するのであります。而して之が爲には教育を振興して益々國體の精華を發揮し、國本に培ふことが極めて大切であると信するのであります。

本年は長くも、明治天皇が教育に關する勅語を下し給ひ、尊嚴なる國體に基き、天地の公道に則り、萬世に亘つて渝らざる徳教の大本を立てさせ給ひてより正に五十年、炳乎たる、聖訓の下文速大いに興り、國威益々發揚して皇國今日の隆昌を見るに至つたのであります。此の重大時局に際

會し更に益々 聖訓の徹底に努め教育の刷新振興に邁進すべきであると存じます。

惟ふに教育の刷新は其の根本を國體の本義に置くべきこと申すまでもありませんが、現下内外の情勢に察し、我國の使命に鑑み、國民の識見を高邁にし、其の襟度を宏濶にし、其の氣力を旺盛にして直に八紘一字の精神を體現すべき世界的大國民を鍊成することに意を用ひねばならぬのであります。而して之が刷新振興の成否は懸つて教育者に其の人を得ると否とにあるのであります。

即ち教育刷新の實効は教育者が深く教育の本義に徹し、不斷の研鑽修養に力を致し、率先垂範以て師道に精進することに依つて初めて之を收めることが出来るのであります。各位は深く思ひを此處に致し、夙夜一途匪勉此の國家的大使命達成のために最善の努力を傾倒し、聖旨に對へ奉らんことを期すべきであると存するのであります。

以下文教上の重要事項に付き聊か所見を申述べたいと存するのであります。

一、事變の長期化に伴ひ近時國民の一部に動もすれば精神弛緩の兆を生じたるやに感せられるのであります。斯る風潮を放置する時は戦時下萬般の國策遂行に障礙を齎すことは火を賭るよりも瞭であります。

由來日本國民は國難に際しては滅私奉公の愛國的熱情極めて旺盛となる資質を有するに拘らず假令一部の間にもせよ斯の如き傾向の認められますことは、畢竟國家が未曾有の時局に直面しつゝある事實に對する正しき認識を缺如せるに依るものと思はれるのであります。

戦時下地方民心の指導に當る者は冷く民衆各層に對し、能く國家内外の情勢を説示して物心兩方面に亘る生活の刷新を斷行せしめ、戦時生活の嚴格なる實踐を求めなければなりません。蓋し全國民の自覺の下に進んで生活程度を切下げ消費の縮減を圖り、平時に倍する勤儉力行の美風を興すこそ實に難局打開の關鍵であると確信するのであります。

各位は先づ自ら直に現下非常時局を認識し、國策に徹し民衆の先頭に立つて堅忍持久の精神力の鍊成と、剛健質實なる民風の振作とに格段の努力と工夫を重ねられんことを切望する次第であります。

二、昨年五月二十二日畏くも青少年學徒に優渥なる 勅語を賜はりましたより既に滿一年、此の聖旨に應へ奉るの途に關しては各學校に於てそれ〴〵具體的實施計畫を樹て、着々其の實現を見つゝあることを信するのであります。が、學徒をして更に其の感激を新にし、愈々其の負荷の重きに顧みて修養に一段の努力を致し、相携へて風尙の作興に邁往し、以て無窮の皇恩に應へ奉らんことを期せられたいのであります。

三、國民學校制度は昭和十六年度より實施せらるゝことに相成つたのであります。之は我國初等教育界の劃期的大改革でありまして、此の制度の根本趣旨とする所は、國民全體に對する基礎教育を刷新整備して克く皇國の負荷に任すべき國民の基礎的鍊成を全からしむるにあり。即ち教育を全般に亘つて皇國の道に歸一せしむるを以て主眼とし、各教科の分離を避けて知識の統合具体化を圖ると共に心身一體の訓練を重んじ、又教育をして國民生活に即せしむるに努め更に義務教育の年限を延長して國民學校八ヶ年を通じ一貫して充實せる教育を行はんとするのであります。而して、教科内容の改善は昭和十六年度より、義務年限の延長は昭和十九年度より實施するのであります。此の新制度は昨年より實施に相成りました青年學校義務制と共に我國教育上重大なる改革でありまして、國家は之に依つて國運進展の基礎を愈々強化せんとする意圖を有して居るのであります。

本省に於きましては此の制度の實施に先立ち、其の趣旨の徹底普及を期する爲襲に師範學校教員講習會を開催し、今回更に本省主催各府縣委託の國民學校教員講習會を開催せらるゝことに相

成り、本縣に於きましては去る一日より開講して研究討議を願つて居る次第であります。平素の研究と相俟つて之が實施に萬全を期せらるゝやう特に切望するものであります。

四、市町村立小學校教員の俸給及び赴任旅費の道府縣負擔の制度は多年の要望であつたのでありますが、今回實施の運びに至りましたことは欣快に堪へない所であります。本制度の實施に依り小學校教育の振興に寄與する所大なるものが期待せられるのであります。併しながら此の成果を期する爲に戒心を要すべき點があると思ふのであります。

即ち教員の俸給が道府縣の負擔となれば、教員と市町村當局乃至は市町村民との意思の疎隔を誘導し之と游離するの懼れなきやの論議のあることであります。萬一斯の如き事態が発生すると致しますとすれば、本制度制定の趣旨を没却するは勿論、小學校教育の振興を阻害すること、なるは今更申すまでもありません。

各位は此の點に留意して斯る事態の發生せざるやう一層の努力を致され、部下教職員の指導統督に遺憾なきやう御配意を煩したのであります。

五、近時社會的經濟的情勢の變化に伴ひ、或は教育者にして其の職を退き他に轉出せんことを望む者少からず、或は教育者たらんとするの志望を抱く者亦減少の傾向にあるを見ますことは、國力の根源を培ふに於て憂慮に堪へない次第であります。之が對策に關しては種々考究すべき點があると思ふのでありますが、前に申述べました教育者の自覺、師道の昂揚を根本とすべきこと言を俟たないのであります。

各位は現下内外の情勢は國運を決するの重大なる秋たるを覺悟し、不退轉の決意を以て教育報國に専念せらるゝやう切に希望して止まない次第であります。

六、昨年度より義務制の實施を見ました青年學校教育は、各位の努力に依り概ね順調に進展して居

ることを確信するものであります。尙ほ今後の施設經營に俟つ所が多いのであります。

各位に於かれては青年學校教育の使命と重要性とに鑑み、就學の徹底、出席の督勵、教育内容の改善充實等斯教育の進展向上に一段の努力を擲はれんことを期せられたのであります。

七、學校に於ける體育訓練の振興に關しては從來少からず各位の御留意を煩はしたのであります。更に現下の時局に鑑みて國家の將來を思ひ、青少年學徒に對して體育訓練を大いに強化充實し剛健なる心身の鍊成を期して眞に皇國の負荷に堪ふる國民たらしめることに努めねばならぬと思ふのであります。即ち鍛鍊養護の兩方面に亘り施設を整備強化し、學校體育訓練の刷新振興に就て一段の努力を加へられんことを切望する次第であります。

八、集團勤勞作業は教育を實踐的ならしめ、心身を鍊磨し、團體的訓練を施す上に於て緊要であるのみならず、生産力擴充等現下喫緊の國策的事業に參加せしめ、國民的自覺を深め、以て皇國民鍊成の實を擧ぐる所に重要な意義があると考へるのであります。各位は益々其の施設指導宜しきを得て之が趣旨の徹底に力を致されたいのであります。

九、現下の時局に於て科學を尊重し、之が振興を圖することは國策遂行上極めて緊要なること、考へるのであります。近時一般國民の科學に對する關心は漸く昂まりつゝあるを認むるは欣快に堪へざる所でありませんが、科學研究の成果を期待するには科學が國力培養の根基たる所以に就き教育者は深き認識を持ち學校に於ける科學教育の振興を圖ると共に、廣く一般民衆の科學に關する知識の向上普及に俟たねばなりません。此の點に關しても更に考究と努力を望む次第であります。

一〇、學校が社會教育の振興並びに地方文化向上の中核として盡力せられつゝありますことは深く欣びとする所でありませんが、聖戰の進展に伴ひ時局認識の徹底と國民資質の啓培を圖る要愈々切なる實情に鑑み、關係諸團體の發達援助、文書、映画、ラヂオ等に依る教育の普及發達に力を用

ひ、部落常會町内常會の運用、社會教育委員の活動促進等に充分の努力を拂はれんことを望みます。

一一、支那事變勃發以來我國思想情勢が概ね鎮靜の状態にあり、すことは、國家のため洵に慶賀に堪へぬ所であります。併しながら事變下經濟統制の強化に伴ふ物資の需給逼迫は國民の日常生活に至大の影響を及ぼして居るのであります。従つて萬一民心にして事變の長期に倦怠の感を抱き經濟生活に對する不平不滿の念を生ずるが如きことあらむか、憂慮すべき思想が其の間隙に乘じ來ることなきを保し難いのであります。

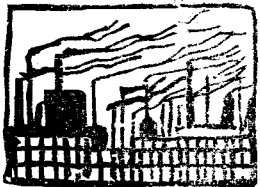
斯る情勢に即應し、各位は愈々國體の本義を顯揚して日本精神の透徹具現を圖り、地方民人の感情の動向に細心の注意を拂ひ、之が誘導に充分の力を致され思想國防に萬遺憾なきを期せられたいのであります。

以上は文教上刻下の急務とする所に就き所信の一端を申述べたのであります。教育のことたる實に經國の大本でありまして、政治、經濟、産業等の發達一として其の力に俟たざるものはないのであります。各位に於かれては部下職員を督勵し、益々教育の實績を挙げ以て國運の進展に寄與せられんことを切望する次第であります。

▽△

△▽

▽△



學校卒業者

使用制限に就て

學校卒業者使用制限令は昭和十三年八月二十四日勅令を以て定められ、同施行規則、同第一條の學校指定、及び學科指定が昭和十三年八月二十六日厚生省令を以て公布(學校及び學科については同十四年五月二十四日、同十五年六月十四日部分的改正)せられてゐるのであるが本年の認可申請書提出期限が本月末日限りであるから、この制限について説明することとする。

△ 制限の趣旨

最近一般に勞力の不足が各方面に於て尠へられ、特に最も技術者及び幹部職工の需給困難が感ぜられてゐる。その結果一面に於ては技術者及び幹部職工の争奪が行はれると共に、工鑛關

係の大學、専門學校、實業學校等の卒業者の採用について激烈なる競争を生じてゐるので、國策に順應して技術者の配置を適正ならしめ得ないこと云ふ實狀を招來してゐるのである。そればかりでなくこのことは他面學生に對しても好ましくない影響を及ぼしてゐる。従つて工鑛關係の大學、専門學校等の卒業者の使用に就ては事業主の自由に委せることなく、國策上之を最も必要とする方面に配當する爲必要な措置を講じなければならぬのであつて、此の方法としては各事業に於て使用すべき學校卒業者の人員を割當てるのが最も適當と考へられる。依つて國家總動員法第六條の規定に基いてこの制限令が制定公布されるに至つたのである。

△ 使用制限の對象となる學校

卒業者の範圍

この勅令に依る使用制限の對象となる學校卒業者の範圍は第一條に「厚生大臣ノ指定スル學校ニ於テ厚生大臣ノ指定スル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ本令施行後ニ於テ卒業スル者」と定められ

てゐて、その指定によると
(一) 指定せられたる學校

大學

- 一 大學の工學部及理工學部
- 二 旅順工科大學
- 三 大學の工學部及理工學部の研究科 (大學院)
- 四 旅順工科大學の研究科

專門學校

- 一 工業に關する專門學校
- 二 朝鮮及臺灣の工業に關する專門學校
- 三 南滿洲工業專門學校
- 四 東京物理學校

實業學校

- 一 工業學校にして左の各號の一に該當するもの
- (一) 尋常小學校卒業程度を入學資格とする修業年限五年以上のもの
- (二) 高等小學校卒業程度を入學資格とする修業年限三年(夜間授業のものは四年)

以上のもの

- (三) 前の二號と同等以上のもの
- (四) 工業學校規程により設けたる第二部校卒業程度を入學資格とし、修業年限を一年以上とするもの、又は之と同等以上のもの(夜間授業のものを除く)

(二) 指定せられたる學科

學科については學校に依り種々の名稱を用ひて居り、其の内容も夫々多岐に亘つて居るのを十二の種類に分つてある。即ち夫々の學科のうちには之に準すべき學科を含ましめてゐるのであるから注意せねばならぬ。即ち各學科には夫々左の如きものを含んでゐるのであるから留意せられたい。

- 1 機械科—機械學科、機械工學科、機械工作科、計器科、原動機科、原動機械科、航空發動機科、(航空學科の發動機分科を含む) 工作機械科、採鑛機械科、化學機械科、紡織機械科、木型科、鑄工科、鍛工科、金屬

- 10 燃料科
- 9 窯業科—窯業科其の他之に準すべき學科を含む。
- 8 其の他之に準すべき學科を含む。
- 7 氣化學科—工業化學科、化學工業科、電氣化學科其の他之に準すべき學科を含む。
- 6 電氣科—電氣工學科、電氣機械科、機械電氣科其の他之に準すべき學科を含む。
- 5 冶金科—冶金學科、採鑛冶金科の冶金分科等冶金科に準すべき學科を含む。
- 4 航空學科—航空工學科、航空機關科、航空機體科、航空製圖科、其の他之に準すべき學科を含む、航空發動機科を含まない。
- 3 造船科—造船工學科、船舶工學科を含む、造船科等の航空分科は之を含まない。
- 2 精密、造兵科—精密機械科、精密工學科、造兵學科、應用物理學科等を含む。
- 1 工藝科、金工科、仕上科 板金科等機械科に準すべき學科を含む。

- 11 火藥科
- 12 採鑛科—鑛山學科、採鑛冶金科の採鑛分科等採鑛科に準すべき學科を含む。

△ 制限の態様

勅令第二條に依れば、右の學校卒業生を使用せんとする者は各年の使用員數に付き學校程度及び學科別に厚生大臣の認可を受けしめることになつて居り、施行規則第三條に依れば右の認可は卒業生を使用すべき工場、事業場又は事務所別に申請することになつてゐる。即ち一の事業主が數個の工場、事業場、事務所を持つてゐる場合には其の工場、事業場又は事務所別に使用員數の認可を受けねばならぬ。この場合各工場別に使用員數が定まつてゐるのであるから、全工場の使用員數の總體に於ては認可せられた員數の範圍内であつても、個々の工場に認可せられた使用員數を超えて使用した場合、例へば甲に五人、乙に十人の認可を受けた場合、甲の一人を乙に轉せしめて甲を四人、乙を十一人とすれば認可を受けた人員を超えて使用したこと、

なるから注意せねばならぬ。

△ 認可申請の手續

認可の申請は卒業者の卒業の前年の七月末日(即ち明年三月卒業者を使用せんとする者は本月末日)迄に所定の書式に依り副本二通を添へて(正副三通)、卒業者を使用すべき工場、事業場又は事務所在地の所轄地方長官(鑛業法又は砂鑛法の適用を受ける事業に付ては鑛山監督局長)を経由して之を爲すことを要する。

用紙は厚生省で作製して希望者に縣廳の職業課で頒つことにしてあるから申出られたい。

申請書は七月末日迄に縣廳又は鑛山監督局に到着するやう提出せねばならぬ。提出期限に遅れた時には認可されない。又申請書は其の内容の秘密を保持する爲に地方長官又は鑛山監督局長宛親展扱として提出することになつてゐる。尙陸海軍の管理工場又は重要な利用工場は、其の所屬部隊に申請書の副本を提出することになつてゐる。

△ 報告、臨檢、検査

認可すべき人員の決定等につき必要な資料を得、又認可した後には於て使用が適正に行はれてゐるか否かを知るために報告、臨檢、検査の規定が設けられてゐる。

報告については認可を受けた者が學校卒業者を使用するに至つたとき、及びこれを使用せざるに至つたときにはその旨所定の様式に依り厚生大臣に報告することになつてゐて、此の報告は工場、事業場又を事務所別に作ることになつてゐる。

臨檢、検査については厚生大臣又は地方長官は、學校卒業者の使用制限に關し必要と認めるとき、その工場、事業場又は事務所を臨檢し、業務の状況又は帳簿、書類を検査せしめ得るものとされてゐる。而して當該官吏は此の場合所定様式の書票を携帯することになつてゐる。

△ 國、道府縣及び市町村に於ける使用

國、及び道府縣に於ける使用については、別途の方法によつて配當數を調整せられてゐるか

らこの制限令は適用しないことになつてゐる。

市町村等の公共團體に於ける使用については其の吏員として使用する場合にもこれを適用されることになつてゐるのであつて、一般の者と同樣に使用員數につき認可を受けねばならぬ。

△ 外地、滿支に於ける使用

學校卒業者の使用制限は、これ等の學校卒業者の中から少からぬ員數が朝鮮、臺灣その他の外地のみならず滿洲國、中華民國等我が國と經濟上不可分の關係にある地域に於ける産業等に於て必要とせられてゐるに鑑み、この全地域を一括してその技術の配分を適正に行はねばならぬし、又内地のみに於て制限したのでは制限の目的を達成し得られぬのであるから、外地滿支に於ても同一内容の使用制限をされることになつてゐる。

△ 罰則

勅令の規定に違反し、認可を受けずして、又は認可の員數を超えて學校卒業者を使用した者は、國家總動員法第三十六條の規定に依り一年

以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられ、規則第四條の報告を怠り又は虚偽の報告をした者は同じく第三十八條の規定に依り千圓以下の罰金に處せられ、制限令第四條第二項の規定に依る検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處せられることになつてゐる。

x x x



護國神社造營

工事勤勞奉仕

護國の神靈に感謝の誠を捧げると共に統後國民精神を昂揚し、規律節制ある團體訓練の徹底を期し、勤勞報國信念を啓培するため、縣では「護國神社造營工事勤勞奉仕隊」を編成し、次

の要綱に依つて護國神社造營工事に勤勞奉仕をなさしめることとなつた。

- 一 參加團體
 - 1 男女青少年團體
 - 2 學校生徒兒童の團體
 - 3 在郷軍人團體
 - 4 警防團體
 - 5 官廳、會社、工場、鑛山等の團體
 - 6 婦人團體
 - 7 宗教教化、産業經濟等の團體
 - 8 有志諸團體

- 1 團體には隊長、副長の外隊旗係、救護係 其の他の諸係を定めること
- 2 六人乃至八人位を以て一班とし各班に班長を置くこと
- 3 自轉車に依る場合には各團體に自轉車係を設けること
- 3 隊旗 各隊には「護國神社造營工事勤勞奉仕隊何々團(何々會)」と記載したる隊旗一旒を立てること。但し事情に依つては用ひなれてもよい。尙ほ隊旗の外團隊旗を携行して差支へない

作業種別	人員	日數	豫定期日	所 要 器 具	摘 要
芝 切	六〇〇	三	自七月二十日 至同二十二日	鋤一四〇、竹筴三〇、棒三〇	一日二〇〇人宛 (切取一四〇人、運搬六〇人)
切取及埋立	八四〇	一〇	自七月二十三日 至八月三日	▲ツルハシ二〇十、鋤一〇、ス二日八四人宛(切取四〇、運搬コバ、鋤四、竹筴三〇、棒三〇四、搔均シ四)	一日八四人宛(切取四〇、運搬コバ、鋤四、竹筴三〇、棒三〇四、搔均シ四)
盛土敷均	一〇〇〇	一〇	自八月十五日 至同二十四日	鋤五〇、鋤廉一〇、スコ四〇	一日一〇〇〇人宛
盲排水溝床堀	二五	一	同二十四日	鋤一〇、スコ五	

盲排水溝仕上	八〇	一	同二十五日	▲竹筴三〇、▲棒三〇、鋤一〇、スコ一〇	一臺二人宛四人、交代ニ付キ 八人、地均一日二〇〇人
輾 壓	五〇〇	五	自同三十一日 至十月頃	▲ローラー二臺	一日一〇〇〇人宛
芝張付	五〇〇	五	昭和十六年 三月頃	▲竹筴三〇、▲棒三〇、▲鋤一〇、スコ一〇	同
砂利敷	三〇〇	三	自七月下旬 至八月末	▲竹筴二〇、▲フ ルイ二〇	二〇人一班三班宛 (千代橋上流ニテ採取)
砂利採取	六〇〇	一〇	同	スコ三〇、▲竹筴二〇	同
砂採取	三〇〇	五	同	▲フルイ二〇、▲竹筴二〇、 スコ三〇	同
玉砂利採取	六〇〇	一〇	同	▲フルイ二〇、▲竹筴二〇、 スコ三〇	同
道路敷砂利採取	五〇〇	五	同	同	同
側溝用玉石採取	一〇〇	一	七月下旬	▲竹筴	徑五糎程度黑色良質 一、〇〇〇
栗石採取	二、五〇〇	一五	同	同	同

備考 ▲印用具は縣に於て用意する。
但し制限があるので砂利採取の場合は成るべく携行せられたい

五、作業實施方法

- 1 始業の行事
 - 整列、點呼、國旗掲揚、宮城遙拜、君ケ代合唱、護國神社參拜、隊長訓示、作業指導長指示、隊員代表誓詞

2 作業(用具貸與)

3 休憩

4 作業

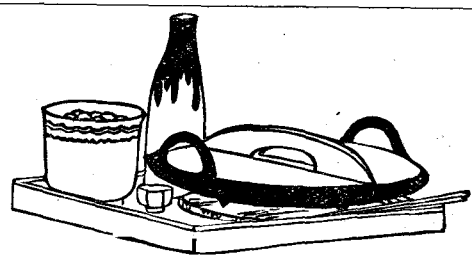
5 終業(用具返納、整列、點呼)

6 終業の行事

國旗降納、護國神社參拜

尙ほ本勤勞奉仕の參加は八名以上を以て組織せる團体に限られてゐるので、一般希望者は同志八人以上の團體を組織して護國神社内造營工事々務所、及縣社會教育課、社寺兵事課、學務課等の關係課へ申込みば宜い。

× × ×



鳥取縣に於ける 家庭用砂糖の切符制

今日の戦争が單に兵力又は武器のみに依つてのみで、その勝敗を決することは出来ないであつて外に思想、經濟戰或は物資、宣傳等のあらゆる方面に涉つてゐる所謂國家の總動員による戰であることは本報に記した所である。而して我國の如く物資の資材を他國に求むる國柄では戦争が長期となればなるだけ、どうしても總てのものが窮屈となり、殊に國際收支改善に依つて外貨獲得の爲には一層生活必需品にまでも及び、その窮屈は免れないのであつてこの位のことば國民として充分覺悟を持たねばならないのである。 今次の支那事變は茲に三周年を迎へ我國は未

曾有の非常時局に當り國家の總力を傾注して聖戰目的たる東亞新秩序建設の完遂を期し、國民も亦その何物をも犠牲となして鞏固不退轉の精神力を以て協力してゐるのである。然るに國民の間には時局を辨へざるが如きものがあつて經濟道徳を没却無視し、私慾に惑はされ、滅私奉公の念を離れて經濟體制を紊し闇取引、賣惜み買溜め等の行爲を恬然として恥ぢざるものあるは實に非國民の甚しきものである。最近に於ける經濟違反の數を見ても事變勃發の年より十四年までの三箇年の數より本年の數はその倍に達してゐるのを見ても其一端が窺はれるのである。 本縣に於ては大体次に示すが如き方法に依つて本月十五日から家庭用砂糖の切符制を實施したのであるが、この配給統制を採るに至つた主旨は生活必需品の買溜めや賣惜みの偏在を防止し縣内一般消費者に公平圓滑なる配給を行つて一定量の砂糖確保につとめ、日常生活にいさゝかの不安も生ぜしめないやうにしたいと云ふのであるから、配給者はもとより消費者に於かれて

もよくこの意味を知悉されて完全な聯繫協力によりてその成果を擧げんことを望む次第である。 一 市町村に配給される砂糖の總數量は十六萬七千一斤で、これが割當は人口を基礎とし、鳥取市、米子市は一人につき八十匁、倉吉町、境町は六十匁でその他の町村は一人につき五十匁としてゐる(菓子屋とか宿屋、料理屋などの如き營業を營むもの、營業用のものは之に含まれてゐないのである)。 二 市町村はこの割當數量の内五分程度を乳兒用、冠婚葬祭其の他用として保留し配給の適正圓滑を期することゝなつてゐる。 三 配給は原則として切符制によることゝなつてゐるが地方の事情によつては通帳制その他の方法を用ひても差支へない。而して購買票は市町村長に於て之を發行し必ず町内常會又は部落常會を経て世帯主に交付されることゝなつてゐる。 四 市町村より世帯主に交付される購買票は購買者の便宜を旨とされた商業組合、産業組合で取扱はれることゝなつてゐる。



海軍志願兵徵募狀況

昭和十四年度に於ける海軍志願兵の募集については、昨年本報第二十九號に於てその一般的注意事項を記し其の検査實施後の本縣の成績概況については同四十四號に略述したのであつたが、今回全國的徵募狀況について海軍省人事局よりその摘要の送付を得たので次に概略を記すこととする。

△ 受檢者

受檢者數は昭和十四年度分は前年に比べて水兵一二、九%減、掌電信兵五、四%減、航空兵(一般)一六、四%増、同(乙種飛行豫科)一〇、三%減、同(偵察)二四、四%減、機關兵一〇、〇%減、軍樂兵〇、一%増、看護兵一〇、四%減、主計兵一二、二%減で、外に同年度に於て新たに徵募せられたものに工作兵(金工、木工)があるが、右全部を通算すると五、三%の減で

あつて、本縣の受檢者も前年の五三一名に對して十四年度は四八〇名で、やはり四十九名の減少を見てゐる。

志願兵募集に關しては海軍並に地方の徵募當事者の不斷の奨励普及或は在郷軍人諸士の熱心な指導勧誘等があつたにも拘らず斯様に志願者の減少を見たことは、現下の世相が多數の勤勞青少年を物質的に有利な方面に向はしめたによるものと考へられるのであつて、目前の利に走るやうな青少年は、海軍に採用せられても到底國家のお役に充分立つて行くわけには行かないものとして、此の種の原因による志願者の減少は、海軍としては決して憂ふべきではないのであるけれども、優秀な志願兵を得る爲には優秀な青少年の多數の中から選出することが第一條件であるから、現下の非常重大時局に際して青少年層の、眞に滅私奉公の精神による志願者の増加を切望する次第である。

△ 合格者

合格者の總數は一九、四二二名であつて、前

年に比して、水兵は〇、四%増、掌電信兵三、七%増、航空兵(一般)三九、四%増、同(乙種飛行豫科)五、三%減、同(偵察)二二、〇%減、機關兵〇、四%減、軍樂兵一五、五%増、看護兵一、二%減、主計兵六、五%減である。

この合格者の中から更に採用者を銓衡せられるに當つては人物、體格に重點を置き、更に學力適性及び本人の身元調査等によつて詳細に審査の上決定せられたのであつて、本縣は受檢者四百八十名中合格者は百六十九名、合格率は三五、二%で全國第四十一位、吳鎮平均四一、〇%に對して甚しく遜色を見たことは遺憾である。切に受檢前に於ける豫備教育及び體格の豫備検査の勵行を切望する次第である。

△ 受檢者の教育學力の程度

全徵募検査に於ける受檢者總數に對する教育程度別受檢者の割合は

- 中等學校卒業程度以上 一、五
- 中等學校在學及半途退學者 七、五
- 青年學校本科卒業者 三、二

高等小學校卒業者 七七、四
尋常小學校卒業者 一〇、四
計 一〇〇、〇

であつて、その學力試験の成績概況は次の如くである。

學科目	數		點數
	學	數	
90點以上	4.8	26.3	
80 〃	4.4	28.3	
70 〃	6.1	18.8	
60 〃	10.7	12.2	
50 〃	11.2	7.0	
40 〃	13.5	4.6	
30 〃	14.5	2.8	
30點未滿	31.8	2.0	
計	100.0	100.0	

尙合格者の當該受檢者に對する率は

- 青年學校在學者 四三・五
- 青年學校在學者以外 三五・三
- 計 三九・七

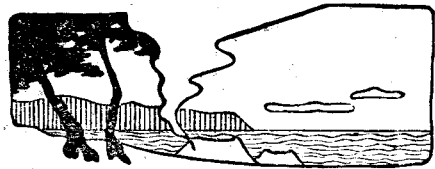
であつて、青年學校在學者の成績が遙かに優れてゐる。

△ 本縣受檢者の學力試驗成績

學科目 點數	本縣受檢者學力試驗成績	
	數學	讀書
90點以上	14	61
80 "	15	90
70 "	22	62
60 "	46	24
50 "	44	4
40 "	69	4
30 "	86	1
30點未滿	184	—
受檢者	480	246

△ 本縣の身體檢查不合格原因別

身體檢查受檢者 二四六
 身長不足 二
 體重不足 四
 胸圍不足 五
 活量不足 五
 發育不全及身體薄弱 三



呼吸器病 一六
 循環器病 三〇
 榮養器病 一七
 視力不全 八
 識色力不全 一
 其他眼病 七
 耳病 二
 運動器病 七
 右不合格者計 七七

在滿の本縣勤務奉仕隊より

六月二日出發した本縣派遣の滿洲建設勤務奉仕隊開拓團班は、三ヶ月の滿洲奉仕生活の準備的訓練とその心構へを養成すべく、茨城縣の青少年義勇軍訓練所赤塚支所で一週間に亘つて相當猛

烈な訓練を受けたが、隊中一名の事故者もなく志氣極めて旺盛裡に訓練を終了、同九日開拓團班第一回の渡滿中隊として同所を出發、二重橋前に宮城を遙拜して新潟に至り、十日午後三時新潟出帆、雄々しく渡滿の途に上つたのであつたが、頃日岸本同鳥取隊長からその後の詳しい來信があつた。滿洲開拓地に於ける勤務奉仕隊員の狀況やその地の模様等種々參考となる點が多いと思ふので、左にこれを摘録掲載することとした。

一行百六十名(靜岡、和歌山、鳥取、沖繩の四縣)は十二日未明海の彼方に朝鮮本土の山容を見一同狂喜、鏡の如き羅津に入港仕り候。羅津は北鮮第一の良港なると、新興景氣意外に活潑なるに隊員今更認識不足なるを痛感し、午後の出發まで約十時間を市内見學、何れも始めての朝鮮風景を珍しがると共に警防團、婦人會の××訓練を視察し、内地と比較にならぬ徹底ぶりに一驚仕り候。

七時羅津出發、沿線程近き張鼓峰を眺め、當

時の彈痕各所に生々しきを眺め、其の戰況を聞きては暮迫る戰跡に皇軍を偲びて默禱久しう仕り候。滿洲最初の驛儂門にては驛頭に三江省滿拓關係者、日滿鮮國防婦人會員多數の鄭重熱烈なる出迎へを受け、今更使命の重大さに對する自覺を深められ候。

滿洲最初の朝は不幸雨に祟られ、車窓廣漠の平原を望み得ず、牡丹江省驛頃には雨愈々激しき中に多數の出迎を受け、龍爪附近雨猶止まざりしも驛附近には最初に見る移民の家屋散在、團本部に日章旗雨中に翻るを見ては今更に故國日本の強大さに心打たれ申し候。龍爪驛よりは移民團の縣人二名同車、遠來の勞をねぎらふと共に鳥取村の現狀を詳細語られ、醫師を持たざる團とて縣人の爲特に細田隊醫の來村希望を受け、林口着、此處にて再會を約して別れ申し候。

十三日午後七時半佳木斯着、雨依然として霽れんどもせず、驛の廣き構内にはその大半を埋むる出迎者を前に歡迎式あり、畑三江省次長の歡迎並激勵の辭を受けて、歡迎會場たる省會館

に向はんとせしも、泥濘の道は歩行困難とてトラックに便乗、その悪路に危く放り出されんとする動搖に隊員全く面喰ひつ、會館に入りて省主催歓迎會に臨席、同夜は東西本願寺分院、大禪寺等に分宿、始めて疊の上に長途の疲れを休め候。

明くれば十四日、近來になしといふ快晴に恵まれて佳木斯神社、忠靈塔に參拜、佳木斯出發後汽車一時間半にて最終驛鶴立鎮に到着、當地は縣廳所在地にて近傍になき一小都市、驛頭には例の如く縣關係者、滿拓、協和會關係者、滿洲國防婦人會員、滿洲小學生等多數の出迎あり佳木斯にて驚きたる事なるが、此處にては滿洲婦人、同兒童の鮮なる君が代合唱、滿洲兒童の鮮なる日語歡迎辭、滿洲兒童ラッパ鼓隊の見事なる吹奏は全く感嘆仕り候。

此處にて東京以來の部隊解散當地を中心に北方五籽程なる東北村に鳥取隊、同東海村に静岡隊、南方十二籽の茨木村に和歌山隊、西方二十五籽熊本村に沖繩縣隊入隊仕り候。

我が隊の入りたる東北村は廣漠たる大平原の只中にあり、第六次移民團にて東北各縣より現在約二百戸入植し、未だ建設途上にて個人經營には到り居らず、二三年前迄匪賊の中心三江省中にも最もその跳梁甚しかりし處にて、先遣隊、軍隊にも犠牲者を出したる由、幸に我が軍隊の駐屯以來その苦心の討伐と治安工作により今日の樂土を見るに到り今は何等憂ふべき事なき由に候。

宿舍は先日まで移民の住ひせしものを手入して幹部室、同事務室、醫療室と隊員室七室計十室にて、大体六名位にて漸く起居出来る程度のもの、別に炊事場風呂場あり、移民團に入りては先づ上等の部かと存せられ候。

愈々十六日より奉仕生活の第一歩を踏み出すに當り、一日の行事を決定仕り候。

起床は五時、大陸の朝は三時過ぎには既に明るく、我々の起床頃には勤勉なる滿人農夫は早くも畑に鋤を振り馬を追ひ居り、移民亦然る有様に候。直ちに附近なる井戸に洗面仕り候が、

數十尺の井戸底には夏尙結氷を見、清冽なること驚くばかりにて一分時も口に含み手を浸し居れざる程に候。五時三十分點呼禮拜、太陽既に地平を離れて赫々たる東方に向ひ、北滿の果に君が代を歌ひ 天皇陛下の彌祭を唱ふる時、限りなき民族の幸と誇りと喜びとをおぼゆると共に、綱領の「我等勤勢奉仕隊ハ皇祖ノ神勅ヲ奉ジ、協心戮力身ヲ挺シテ興亞ノ天業ニ追進シ神明ニ誓ツテ 天皇陛下ノ大御心ニ副ヒ奉ラムコトヲ期ス」と誦し、更に「海行かば」の曲を合唱する時、皇軍青年としての報國の念愈々固く使命達成に一路邁進の意愈々強きをおぼえ申し候。禮拜後は大体三十分位團本部宿舍附近に輕き作業後朝食。食事は隊員相互五名の當番制にて、四十數名の大世帯の炊事ながら手際はなかく鮮に候。

七時作業開始、十一時三十分終了、十二時晝食、午睡、三時作業開始、六時終了、三十分後夕食、八時三十分點呼、夕の禮拜。作業は大体日滿を通ずる食糧飼料の増産開墾並に開拓諸建

設及び技術的特務作業と相成居候も、入村後は全く團の指示に基く建前より今日迄作業の大部分は道路建設、用水路開穿、學校々庭の築堤、大豆、高粱の除草を致し居り候。

内地にては滿洲の暑熱焼くが如き炎天下に作業するやう想像され居る事と存じ候も、陽の暑き割に大陸を流る、涼風常に流れ居ると、空氣乾燥せるため内地の如く全身汗ばむことなど全くなく、作業の手を休めて立てば膚冷々とし、木蔭や家屋内にては意外に涼しきを感じる程にて、日中の作業もさしたる苦痛には無之候。

既に我等の手にて用水路、築堤の大部を終へ、目下大豆、高粱の除草に取掛り居り候處、御承知の如く大平原中の畑とて其の畦の長きこと驚くばかり短くとも八百、長きは千、千五百米も有之これを滿洲獨特の除草鋤にて草を削り株間を耕し行くは相當の技術と根氣を要し候。大豆、高粱共漸く三四寸位(六月三十日現在)、はびこる雜草中を一草も止めぬやう耘ることは容易ならず、余程慣れたる今日に於ても午前中漸く

二三本にて晝を迎へる有様。唯波の如き丘の上
に地平空に消ゆる平原の一角に三十數名の一隊
一齊に除草する有様は確に大平原の一偉觀に有
之、耕し終へて大豆、高粱のみ残せし緑線鮮に
清々しくなれる廣大なる畑を眺むる時、土に鍬
し汗して始めて大陸に對する認識も建設奉仕の
意義も眞に体認し得るものと確信仕り候。

夕食後約二時間は休養時間とし、この間が一
日の最も樂しき慰安時にて終日の勞苦を忘れし
むる歌や雜談、時に乗馬や滿語の稽古など致し
八時半の點呼を迎へ候。八時半とて大陸の夕は
未だ明るく、平原の彼方には尙滿人農夫の働
姿すら見受けらるゝ程にて、勿論部屋と雖も燈
火の必要などなく大陸の晝永きには全く呆れ申
候。

點呼時には「天晴れ あな面白 あな樂し
あな清けおけ」を地平の彼方夕焼くる空まで
響けとばかり唱へ、一日の感謝を捧ぐる禮拜
に汗の一日を終り居り候。
或は又時に作業を割きて滿人部落、滿人小學

校運動會等見學致し、報告申すべき數々有之候
も他日の機に譲り申すべく候。入滿後既に二週
間、相當案じられし氣候風土にも慣れ、奉仕作
業亦隊員に左程苦痛を興へず、隊員至極頑健明
朗に大陸に汗して使命達成に努力しつゝあり、
訓練に作業に相當の實績を擧げて移住民にも滿
人にもなか／＼好感にて迎えられ居り候間何と
ぞ御休神の程願上候。
入滿早々詳細御報告申上ぐる筈なりしも、今
日迄機を逸し失禮の段惡しからず御許容被下度
茲に入滿以來の概況御報告申上ぐると共に、北
滿の地遙に御健勝の程祈念擱筆仕り候 敬具
尙、右勤勞奉仕隊の宛先は「滿洲三江省鶴立
縣東北村、勤勞奉仕隊鳥取隊」である。冀く
ば雄々しく活動せる隊員に對して慰問激勵の手
紙を送付あらんことを。

× × ×



稗の 利用 價值

稗は冷涼な氣候にも、濕潤な土地にも、又霖
雨が續いて日照の少い氣候に對してもよく堪へ
且つ風水害にも強く、比較的瘦せた土地や荒蕪
地等にも他の作物に比べて良く生育する特性を
もつてゐるから古來五穀の一つに數へられ又救
荒作物として算ばれた作物である。而して今尙
高冷地に廣く栽培せられ内地ばかりで年々五十
數萬石を産し、朝鮮の産額を合すると百十萬石
内外に達してゐる。(反當收量三石乃至四石前
後)

然し此の作物が、榮養的價值や加工原料とし
ての價值、飼料的價值等の點から他の作物に遜
色ない價值を持つてゐるにも拘らず、從來は餘

り一般に栽培されてゐない作物である。其しい
のは田圃や路傍の雜草と同じものときへ考へて
居る人すらあるが、食料や飼料の資源不足に惱
んでゐる我が國の現状として是非認識を更めね
ばならない問題である。

稗は從來、食料として極めて劣等なものとし
て、食料加工原料として役立つといふやうなこ
とは全く考へてゐなかつたのであるが、然しそ
れは何等科學的な理由に據るものではなく、單
に稗の調製法や精白法が困難であつたため、飯
に炊いた場合にやゝ馬糧的な味感を思はせたか
らである。従つてそれが先入觀念となつて積極
的に研究する人もなく、食品としての價值が全
然檢討されずに近年に至つたのである。然し稗
の科學的に見た結果は其のやうなものではなく
食糧としては麥粟に勝り、又種々の加工原料と
して極めて價值あるものであることが判つたの
である。

△ 食糧としての稗の價值

吾々が體を保つて行くには蛋白質、脂肪、炭

水化物、灰分、ビタミン等が絶対に必要であるが、其の蛋白質は體肉を造り、生命生成の素として最も重要視される成分である。この重要な蛋白質は稗の中には次表の如く、他の穀類より最も多く、殊に吾々の主食である米と比較して遙かに勝れてゐる。又吾々の成長のために重要な骨格構成の素である灰分も多く、總熱量も米と略々同價である。又脂肪の含有量の多いことは禾穀類中の第一位である。従つて栄養素量からは米や他の穀類に優るとも劣つてゐないものである。

稗と他の穀類との化學的組織の比較

種類	成分				
	水分	蛋白質	脂肪	纖維	炭水化物
稗實(玄米に相當す)	一三、八〇	一四、九〇	五、五五	一、八〇六、三六	二、六三
玄米	一三、三〇	八、八〇	二、一〇	一、〇〇七、四四	一、三〇
麥	一三、九〇	八、四〇	一、〇一〇、五七	一、七四	一、四〇

然し如何に含有量が多くてもその性質が悪く、人間の體内で消化吸収されなければ問題にならないが、其の消化率も次の表の如く立派なものである。

消化率の比較

種類	成分		
	含有機物	蛋白質	炭水化物
稗實	九六、七	八四、七	九九、四
玄米	—	六九、二	九七、一
麥	九五、二	八五、〇	九六、五
粟	九四、〇	八七、〇	九六、四

更に吸収されても其の性質が悪ければ何にもならない。殊に蛋白質がよいか悪いか問題である。即ち蛋白質を構成してゐるものにアミノ酸といふものがあるが、其の内でも吾々の栄養に關係あるものはリジン、シスチン、トリプトファン

ン等のアミノ酸であるが、これ等の成分も米よりも多く、勝れた蛋白である。實際に動物試験の結果も米に優つてゐる。今その實例をとつて見ると白米蛋白を以て飼つた白鼠では六十日間に十二グラムだけしか體重が増加しなかつたが精白稗では二十五グラムも體重増加を見てゐるのである。又稗にはビタミンBが精白しても多量に含まれてゐる。

以上のことから充分食糧としても立派な食品であることが分ると思ふ。ただ粒が小さいので稗單獨だけでは、長く米を食糧とした吾々にこれだけで食べるといふことは無理であるが、米と混食すれば粟と同じ程度に食べられる。それが又白米の缺點である蛋白やビタミンを補ふこととなるから栄養上結構なことである。白米七分と稗三分の飯では白米だけのものに比して動物が三倍も成長が違ふのである。事實上岩手青森、其の他稗作地方の壯丁は極めて優良で長壽者が多く、脚氣病が皆無であるのは稗の効果の現れである。

今日では精白も機械で立派に米麥と同じ能率で出来るやうになつたので、往時の如き玄穀のままのやうなものを食べることもないのであるから混食することを奨めたいものである。かくすれば農家はそれだけ多く値段の高い米や麥を市場に出すことが出来、國家のためにも農家それ自體のためにも洵に喜ばしいことになる。

△ 食品加工原料としての價値

食糧として米に優る營養價があるとしても、永年主食として米食を行つて來た今日では稗の混食の一般化と云ふことは法令化でもされない限り容易でないかも知れぬ。しかし多量に米麥の利用される麴や味噌の醸造原料に代用することの研究をした結果は、立派な原料であることが分つて既に各所で實用に供されてゐる。

稗の麴は米麴にその酵素力も劣ることなく、これを以て味噌を醸造すれば醸酵も極めて良好で、淡白で香氣のある立派な味噌が出来る。尙ほこの味噌は夏期に酸敗し難いこと、稗は米より常に安値であるから原料に於ても非常に利

益があることである。特に江戸味噌、白味噌のやうに麴を多量に必要とするものには時局柄一石二鳥の原料である。又小麦の代用として醤油の原料ともなる。

又粉としては米粉の代りにもなり、殊に蕎麥粉の代用品として非常によくこれを用ひて蕎麥風なものを製造すると、これが稗で作つたものかと疑はれる程の美味なものが出る。蕎麥臭のない山科蕎麥と思はれるものとなる。

其他アルコール原料として、又乳酸原料として、稗は各方面の食品工業會社でこれを原料として用ふるに至つたので、稗は現在の生産量の十倍の一千萬石となつても足りないであらう。兎に角稗が味噌醬油醸造その他工業原料として、莫大な數量が米麥の代用として活用されるといふことは、戦時下特に節米の今日注意に値するものと思ふ。又農山村の生活に於ては野菜と味噌が最大の副食物であることだけから考へても、農家の手で作つた稗で美味な味噌醬油が出来るといふことは、生活改善の上からも裨益

するところが大であると言はねばならない。況や稗耕作地方が以上の食品工業原料を供給するに於ては、農村更生に齎す効果も亦甚大なわけである。

△ 稗・稗糠の飼料價值

稗種實の飼料的價值の大であることは云ふまでもないが、其の副産物である稗糠や稗稈は家畜の飼料として優良なものであつて、稗作地方では非常に高値で買入されてゐる。

即ち稗糠は米糠同様に濃厚飼料で、且つ酸敗の虞れがないばかりか、値段も米糠より安くても尊ばれてゐる。殊に豚の肥育に當つては、脂肪層が少く肉層が増加して肉は縮り、肉加工用豚の飼育に當つては稗糠に勝るものなしと云はれ岩手、青森等の稗産地では其の需要に應じ切れない状態である。

次に稗稈は他の禾本科作物の何れより飼料價值が大で、家畜は根本の堅い部分すら残さない産地に於ては目下の稗稈賣却で、反當り十圓(反當買内外)の収入をあげてゐるといふ事である

稗稈の飼料的價值

	水分	蛋白質	脂肪	纖維	カルシウム
稗 稈	一〇、五	五、二五	一、〇八	三〇、二六	三、七
青刈 稗稈	一〇、一六	一四、九六	一、九五	二三、七〇	三、八五
二番刈稗稈	一五、九二	一三、四三	—	二七、四	三、六〇
稻 稈	三、七六	三、〇四	一、二四	二六、〇六	一、六二
燕 麥	一三、二五	一、九三	—	四二、二八	一、三四
チモシイ	一三、六八	五、〇八	—	三四、〇九	一、二六

尙注目すべきは右の表の通り他の藁稈類に比較して多量のカルシウムが含まれてゐることである。このことは一層稗稈の飼料としての價値が他に優れてゐる事項である。吾々人間でもさうであるが、家畜の飼料には石灰質が不足勝である。然し石灰質は生長のため骨格構成のた

め重要なものであつて、これが缺乏すると種々の不治の病にかゝる。殊に馬では骨軟症といふ病氣にかかるが、これを豫防するには稗稈の石灰で充分である。

實際稗稈を以て飼つてゐる地方では骨軟症がないといふことである。

尙青刈は他の青刈やチモシイ、オーチャードグラス等に優り、收量も多く青刈飼料として優秀なものである。

斯様な事實は山村の農業上即ち有畜農業と云ふ立場から洵に注目すべき作物と考へる。

× × × × ×



大山訓練所設置

青少年に對し勤勞を通じて實質剛健の氣風と強靱なる身体とを鍊成し規律節制ある團体的訓練の徹底を圖ると共に資源の開發、生産力擴充の國策に協力せしめ、以て皇國民たるの資質を啓培せしめるため、縣では東伯郡上中山村(赤碕驛南方二里七町)の大山々麓に縣下男子中等學校生徒を對象とする大山訓練所を設置し、次の要項に依つて毎年訓練を行はしめることとなつた。

尙ほ本年の訓練期間は九月一日から十一月三十日までの三ヶ月間である。

訓練期間
自 四月十五日 七ヶ月半
至 十一月三十日

二 訓練組織

所長は學務部長を以て之に充て、訓練主事一名、訓練主事補一名を常置し、學校長其の他の教職員は各々訓練に當る

三 訓練計畫

大山々麓に百五十名收容の宿舍を建設し、附近の原野を開墾耕作し勤勞を通じて心身を鍛鍊する

(一) 訓練隊編成

- 1 隊員は尋常小學校卒業を入學資格とする學校にあつては第三學年以上、高等小學校及び中等學校を卒業を入學資格とする學校にあつては第一學年以上である。
- 2 生徒百五十名を以て訓練隊を編成する
- 3 訓練隊長は訓練主事を以て之に充てる

(二) 訓練日數

訓練隊の訓練日數は往復日數を含み一期間を一週間とする。但し特別の事情がある場

合に於ては之を伸縮することが出来る

(三) 訓練日課

季節、天候、作業程度、學年其の他に依り變更することがあるが、大体次の方法に依つて行ふ

一 朝の行事

- 國旗掲揚、國歌齊唱、宮城遙拜、勅語捧讀
- 朗詠、朗誦、唱歌、体操
- 修養訓話
- 朝食
- 作業
- 晝食
- 休憩
- 作業
- 國旗降納
- 入浴
- 夕食
- 休憩
- 學習、研究、座談、清興

四 農場經營計畫

(一) 經營土地

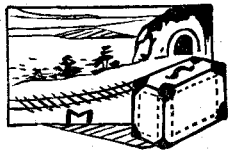
- (1) 建物並に運動場敷地 一、五町
- (2) 圃場 二三、五町
- (3) 防風並に薪炭林地 五、〇町
- (4) 外に放牧場及び採草地 約二〇、〇町

(二) 栽培作物

- (1) 玉蜀黍 三、〇町
- (2) 大豆 同
- (3) 馬鈴薯 同
- (4) 甘藷 同
- (5) 野菜 一、〇町
- (6) 燕麥 三、〇町
- (7) 牧草 二、五町
- (8) 綠肥作物 五、〇町

- (三) 飼養家畜
- 牛 六頭
- 馬 二頭

× × ×



北滿開拓村に第十一回

農業夏季大學開設

新東亞建設の據點である新興滿洲開發の重點は農業であり、其の推進力をなすものは我が農業拓土である。此處に於て日滿農業は緊密一体の關係にあるものと云はなければならぬ。我國農村關係者が滿洲農業及び開拓地に關する知識を希求して己まないのも亦當然である。

財團法人富民協會では此の趣旨に鑑みて關係

當局の後援の下に滿洲の現地に移動農業夏季大學を開設以來五年になるが、今夏更に其の機構を擴充し、八月二日から十九日まで第十一回農業夏季大學を開設して其の認識強化に資することとなつた。

定員は百名であるが、本縣の割當人員は三名となつてゐて、多數の希望者中から縣社會課で銓衡の結果左の三氏を決定した。

尙ほ一行は本月二十九日頃渡滿する筈である。

氣高郡小鷲河小學校訓導 山名龍之助

八頭郡大江小學校 同 安木熊三郎

西伯郡光徳青年學校教諭 中下 龍

× × ×



産業報國聯合會 表彰式並に總會

鳥取縣産業報國聯合會では去る十一日縣會議

事堂に於て永年勤續者及び優良従業員の表彰式並に總會を開催したが當日表彰を受けた者は

- △ 四十年以上勤續者 一名
- △ 三十年以上勤續者 一名
- △ 二十年以上勤續者 四十一名
- △ 十年以上勤續者 八十八名
- △ 技術優秀者 二名

計 百三十三名

であつた。

尙ほ次の如き昭和十五年度事業計畫を決定し時局下産業報國に邁進することとなつた。

- 一 産業報國精神徹底強化訓練に關する事項
- (一) 産業報國運動に關する講演會、講習會、懇談會、研究會の開催
- (二) 印刷物の刊行、新聞雜誌、出版物の配布
- (三) 伊勢神宮、橿原神宮、祈願旅行の實施
- (四) 興亞奉公日の行事實施指導

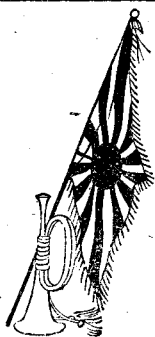
- (五) 優良産業報國會並に優良會員の表彰
- 二 作業能率の増進に關する事項
- (一) 勞務委員の擴充整備活動促進
- (二) 勞務條件の研究實施
- (三) 機械工具の愛護思想普及
- (四) 勞務者の移動防止の研究
- (五) 作業能率増進に關する考案募集

三 保健衛生に關する事項

- (一) 體育の奨勵指導
- (二) 榮養食の研究
- (三) 會員の弔慰救濟
- (四) 産報相談所の開設
- 四 非常時國策協力に關する事項

- (一) 會員の消費節約生活刷新の指導
- (二) 貯蓄増加運動協力實踐
- (三) 銃後々援の協力實踐
- (四) 其の他精勵に協力

× × ×



第二回鳥取縣青年

ラツパ吹奏講習會

時局の進展に伴ひ益々國民精神總動員運動を強化し、別けて青年團員に對する團體訓練の必

要が切實に痛感され、昨年第一回青年ラツパ吹奏の實地指導をなした結果相當好成绩であつたので縣青年團では本年も更に第二回青年ラツパ吹奏講習會を左記六ヶ所で開催し、全縣下の青年團に之が普及を圖ることとなつた。
 受講者は青年團員、青年學校生徒又は其の指導者でラツパ吹奏に多少經驗を有する者、身體強健、特に肺部の強健な者、齒列整ひ門齒の余り大きくない者であつて、講師には鳥取商業學校ラツパ指導囑託(在營中ラツパ長)の安田富造氏が當ることになつてゐる。

期	日	會場	參集範圍
七月廿二日(日)	自午前九時 至午後五時	日野農林學校	日野郡
同 廿三日(日)	同	米子市錦公園	米子市・西伯郡
同 八月四日(日)	同	育英中學校	東伯郡
同 廿七日(日)	同	正條小學校	氣高郡
同 廿八日(日)	同	育英小學校	八頭郡
同 廿九日(日)	同	久松小學校	鳥取市・岩美郡

七月十七日發行「週報」並ニ寫眞週報「掲載内容左記ノ通

寫眞週報第百二十五號掲載内容

- 一 表紙 兒童と遊ぶ未亡人の先生
 - 一 遺児を抱いて教壇に立つ一戦線に散つた夫の遺志をつぎ、家門の名譽を守つて教壇に立つべく昨年特設小學校教員養成所に入つた未亡人たちはこんどいよいよ卒業、片手に遺児を守りつゝ、第二の國民の教育に當ることになつたがこれに先立ち、軍事保護院の肝入りで靖國の社頭になつたつかしき夫との對面を行つた
 - 一 東北から南の田植えを手傳ひに
 - 一 極地の氷一夏の科學一思つただけでもすすしい氷山のいろいろを寫眞と記事で紹介します
 - 一 學校のひま作り
 - 一 野に祈り畑に誓ふ一支那事變三周年の日
 - 一 強く育てよ みくにのために一大阪市が主催の子賣表彰と子賣の育て方指導
 - 一 滿洲へ渡る娘たち一滿洲建設勤勞奉仕隊女子青年隊
 - 一 海外通信
 - 一 讀者のカメラ
 - 一 讀物ページ
- 今は戦時だ、新しい生活のために贅澤品を止めませう
 ○新版東亞風土記蒙嶺の巻(上)
 ○ドイツ興隆のかげに婦人のこの節約
 ○次代國民の育て方
 ○海外小話

○寫眞週報問答

- 週報第百九十六號掲載内容
- 農林商工所管事務の調整 (文部省)
- 神武天皇聖蹟の調査 (内閣統計局)
- 國勢調査について (内閣統計局)
- 忠靈顯彰會の事業 (海軍省海軍軍事普及部)
- 事變處理から見た佛印の地位 (外務省情報部)
- 屈服後のフランス (内閣情報部)
- 新支那讀本 (三)
- 租界 (内閣情報部)